

京都市商業集積ガイドプランにおける望ましい店舗面積の上限の 目安の取扱いについて

京都市商業集積ガイドプランの「地域型商業集積ゾーン」及び「産業機能集積ゾーン【高度集積地区（商業系）】」における大型店の誘導・規制の考え方（望ましい店舗面積の上限の目安）として記載している「特に定めないが、立地条件を考慮した店舗規模」について、次の表に掲げる地域においては、「立地条件を考慮した店舗規模」として以下のとおり定める。

ゾーン名	対象地域	「立地条件を考慮した店舗規模」 の考え方
地域型商業集積ゾーン	太秦天神川駅周辺（御池通25m北沿道，府道二条停車場嵐山線（三条通），太秦東部緯4号線及び国道162号（天神川通）に囲まれたエリアを除く。）	駅からの距離及び周辺の道路状況を踏まえて，望ましい店舗面積の上限の目安を <u>8,000㎡</u> とする。
産業機能集積ゾーン【高度集積地区（商業系）】	くいな橋駅周辺	周辺の道路状況を踏まえて，望ましい店舗面積の上限の目安を <u>8,000㎡</u> とする。